

憲法制定64周年 記念運用

-2011. 5. 3-

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法9条アワード発行中 詳しくは
アマチュア無線家9条の会 (会長: JA1AA)
<http://viva9.org/>

IZU SHIZUOKA JA2EPR

SINCE 1963

運用場所: 静岡県伊豆市

JCC# 1823

GL: PM94KV

ZONE 25



ふるさとの名勝アワード (伊豆市)



浄蓮の滝 滝-183



天城山 山-184